

平成28年11月定例会 総務委員会（事前）

平成28年11月21日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

南委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者から説明を願うとともに、報告事項等があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第12号 不動産の処分について
- 報告第2号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

なし

鈴木警察本部長

報告に先立ちまして、本年9月、県警察の幹部警察官等が指定速度超過の道路交通法違反で検挙されるという事案が発生いたしました。県内の交通死亡事故が多発する中、警察官のこのような違反行為は遺憾であり、県民の皆様におわび申し上げます。県警察としては、今後とも、職員のより高い規範意識の醸成とともに、各種警察職務への取組を一層強化してまいります。

それでは、9月定例会以降の治安情勢と主要施策の推進状況について、御報告いたします。

まず、県内の治安情勢についてであります。

刑法犯認知件数は、10月末現在3,340件と、前年同期と比較して、約13%減少しており、数値上は一定の改善がみられるところであります。一方、交通事故は、発生件数、負傷者数ともに前年同期と比較して減少しておりますが、死者数は、昨日現在46人と、前年同期と比較して、21人増加という極めて厳しい状況にあります。

こうした情勢を踏まえ、県警察では、組織の総力を挙げて、制服警察官による街頭活動を強化するとともに、集中的・効果的な広報啓発活動を実施する交通死亡事故「ストップ50」60日作戦を開始したところであります。

次に、主要施策の推進状況について、御説明いたします。

第1は、身近な犯罪の徹底抑止であります。まず、本年10月末現在、自転車盗などの街頭犯罪の認知件数は983件で、前年同期と比較して15.7%減少しているほか、空き巣などの侵入犯罪の認知件数についても294件で、前年同期と比較して6.4%減少しております。

こうした減少基調がより確かなものとなるよう、また、年末に向けて、金融機関を対象とした強盗事件等の発生も懸念されることから、年末年始特別警戒を実施し、制服警察官による立ち寄り警戒や深夜営業の店舗に対する防犯指導を徹底し、重要事件の未然防止に努めてまいります。

次に、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺については、本年10月末現在、認知件数は45件、被害金額が約1億1,128万円であり、前年同期と比較して17件、約1億4,618万円減少しております。このような中、県警察は、本年9月、徳島県タクシー協会と、特殊詐欺撲滅のための協定を締結し、ドライブレコーダーの画像提供や通報等の協力依頼を行うこととしたところであります。

また、先般、警察官をかたり、オレオレ詐欺のだまされた振り作戦を悪用した特殊詐欺事件や、有料サイトの利用料金が未納と偽り高額な現金を架空請求した特殊詐欺事件を検挙するなど、10月末現在、過去最多となる28件19人を検挙しております。

今後も犯行グループの摘発・解体に努めるとともに、被害防止と検挙の両輪で、更に対策を強化してまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙であります。

本年10月末における、殺人・強盗等の重要犯罪の認知件数は34件、検挙率は88%であり、前年同期と比較して、認知件数を5件減少させ、検挙率は約9割を維持しております。特に、女性を狙った強制わいせつ事件は、10月末現在の認知件数が24件、前年同期と比較して8件増加しておりますが、検挙率は96%という状況にあります。

こうした犯罪の発生は、体感治安の低下につながることを踏まえ、引き続き、未検挙事件の解決に努めるとともに、事件発生時には、捜査力を集中させるなどして、早期検挙に向けた取組を推進してまいります。

次に、知能犯事件に対する取組として、県からの告発を受け、本年10月に徳島県原爆被爆者の会会長による被爆者介護手当の不正取得詐欺事件を摘発したところであります。引き続き、社会に潜在化するこの種事犯に対する取組を一層強化してまいります。

第3は、交通死亡事故の徹底防止であります。

本年の交通死亡事故の特徴としては、死者数の約8割を高齢者が占め、その約4割が高齢運転者の交通事故という状況であります。そこで、県警察では、障がい者・高齢者交通安全県民運動において、県下一斉の高齢者宅への訪問指導による広報啓発活動を行ったほか、高齢者自転車大会の開催やシミュレーター等各種教育用器材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しております。

また、冒頭申し上げたとおり、今後、日没が早まり、忘年会などの飲酒の機会が多くなることや交通事故の分析結果等を踏まえ、悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りなど多面的な交通安全対策を行い、悲惨な交通事故を1件でも減少させるよう

努力してまいります。

第4は、大規模災害等への徹底対処であります。

県警察においては、大規模災害等緊急事態への対処能力の向上を図るため、11月13日、徳島市の旭野運動公園において、日本赤十字社中国・四国各県支部主催による合同災害救護訓練に参加したほか、11月16日から2日間、鳥取県米子市において、中国・四国管区警察局合同による広域緊急援助隊等災害警備訓練を実施したところであります。

今後も、南海トラフ地震をはじめとする、あらゆる自然災害に対し、迅速かつ的確に対処するよう装備資機材の習熟訓練、自治体や関係機関と連携した災害警備訓練など地理的特性に応じた災害対策を推進してまいります。

第5は、組織基盤の徹底強化であります。

県警察では、警察署の更なる統合やテナント型交番、運転免許サブセンターの設置などを内容とする大綱方針に基づく具体的な計画について、今年度末の公表に向け、鋭意検討を進めているところであります。

当該計画の策定に当たっては、治安の維持向上はもとより、災害発生時の対応や県民の利便性の向上など、様々な観点から検討を進め、安全で安心な暮らしを願う県民の期待に応えられる組織づくりを進めてまいります。

また、9月以降、高齢者の心に届く情報発信プロジェクトチームによる情報発信活動を活発化させているところ、活動拠点となるラッピングバスについても、県民から親しまれるよう「ふれ愛・こだま号」と命名したところであります。今後、「ふれ愛・こだま号」の機動力を生かし、中山間地域など県内の隅々にいたるまで、高齢者の見守り活動や情報発信等を推進したいと考えております。

委員の皆様方には、引き続き県警察に対する御指導を賜りますよう、お願い申し上げます。私からの報告といたします。

#### 國見警務部理事官

私からは、お手元にお配りしております、総務委員会説明資料に基づきまして、不動産の処分について御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

徳島市大原町の旧運転免許センター用地を売払いするものでございます。売払いの土地の面積につきましては、3万2,360.14平方メートルで売払い予定価格につきましては、5億5,155万円でございます。売払いの相手方につきましては、ウに記載のとおりです。

この議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、今議会に提案させていただいたものでございます。

以上、不動産の処分について御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 佐藤首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、報告させていただきます。

交通事故が2件でございます。

お手元の説明資料の2ページを御覧ください。

1件目は、平成28年1月10日、阿南警察署員の運転する公用二輪車が、対向四輪車の停止を待って道路外の交番駐車場に右折進行する際、同四輪車の側方を直進してきた二輪車に衝突した人身事故でございまして、県の賠償金額を58万3,794円と決定し和解いたしました。

2件目は、平成28年8月25日、徳島東警察署員の運転するパトカーが、自車の左側ドアミラーを停車中の車両右側ドアミラーに接触させた物損事故でございまして、県の賠償金額を5,281円と決定し和解いたしました。

専決処分の報告は、以上でございます。

南委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力よろしく願います。

山田委員

私の方からは先ほど、鈴木本部長からおわびがあった件についてお聞きしたいと思えます。知事のほうも警察学校の校長先生の分については、全国報道がされており、30キロオーバーということで、警察の皆さん方というのは交通といった観点では、交通の取り締まる側と、その人たちがそうやってしまったというふうなことで、心からおわびをというふうに表明しております。私もこれを見てがく然としたわけですがけれども、特に新聞報道では、速度違反をしたのが9月の中旬というふうに書かれております。この時期というのは、折しも、県内で交通死亡事故が多発して県警本部長が交通死亡事故の多発非常事態宣言をしていた9月の3日から9日までの時期ですかね。その後、9月21日からも秋の全国交通安全運動が続くという中で、警察の幹部、県警察の学校長が、速度違反をしたということですがけれども、まずは、今回の事案と、それ以外にもいらっしゃるというふうに聞いておりますけれども、詳しくその概要を御説明ください。

佐藤首席監察官

本県警察学校長が、本年9月中旬の休暇中でございますが、板野郡松茂町の国道におきまして、乗用車を運転中に、速度超過違反で検挙されまして、本部長訓戒という監督上の措置を受けております。交通死亡事故多発非常事態宣言を受けた特別街頭活動期間中ではございませんでしたが、当該宣言後の事案で、かつ、当然に法を遵守するとともに、部下

職員を指導監督する立場の者の行為であり、許されるものではないものと認識しております。

山田委員

そしたらこの非常事態宣言期間じゃない、9月上旬だというふうなことなんですけどね。この件が明らかになった日にちは具体的にいつなんですか。それと合わせて、速度違反について、当然罰金刑などの刑事処分ですね、免許停止等の行政処分、当然受けられていると思うんですけどね。これ警察の幹部に関わることで、具体的に御報告いただけますか。

佐藤首席監察官

まず、発生につきましては、9月中旬ということでございます。交通死亡事故多発の非常事態宣言、これは9月に入って出されまして、その活動がさっき議員がおっしゃったように3日から9日までの7日間ということでした。活動期間中ではございませんが、やはり、非常事態宣言後の行為ということで、決して許されるものではないというふうに認識しております。

山田委員

処分の具体的な内容は。

佐藤首席監察官

処分の内容につきましては、先ほど申し上げましたように、本部長訓戒という、監督上の措置でございます。

山田委員

そうではなく、刑事処分や行政処分は受けているのかというような素朴な質問なんです。

佐藤首席監察官

刑事処分とか行政処分でございますね。これにつきましては、刑事処分につきましては、徳島区検察庁に書類を送致しておりまして、罰金の処分を受けてございます。行政処分につきましては、既に免許停止処分を受けてございます。刑罰につきましては、裁判官が決定することですので、新聞報道に対する答弁については差し控えさせていただきます。また、免許停止処分の内容につきましても、個人のプライバシーに関わることでございますので、答弁を差し控えさせていただきます。

山田委員

答弁を差し控えるということだけど、県の警察幹部の問題なんですかね。やはりそこは、

プライバシーというよりは、県民にきちんと説明すべきだというふうに思います。また、学校長が、こういう時期、一体どのような理由で、先を急いでいたのかとも思われるんですけれども。このあたりの原因をどのように把握されているんですか。

佐藤首席監察官

先ほど申しました、松茂町の国道におきまして車を運転中、速度が増したことに気付かず、違反を犯したということでございます。

山田委員

つまり、答弁の主旨からすると、別に先を急ぐ明確な理由がなく、アクセルを踏み込んでしまったということですね。そしたら、この当時、私的な休みの日というふうに報道されてますけれども、先ほども言った、この非常事態宣言ですね、県の幹部として、この認識は全くなかったということなんですね。

佐藤首席監察官

非常事態宣言の認識についてはございます。走行中ですね、違反当時、付近に徳島北警察署の松茂交番があったために、勤務員とか交番の様子を気に掛けてしまったということで、速度が超過したことに気付かなかったということでございます。

山田委員

よく分からないね。だから、認識はしていたけれど、うっかり踏み込んでしまったということですね。あわせて、先ほど言ったこと以外のスピード違反で報告されておりますけれども、そのことも具体的に報告いただけますか。

佐藤首席監察官

ほかに2名、9月に入りまして、スピード違反でという事実がございました。いずれも、当然、罰金の刑事処分ですとか、免許停止の行政処分を受けておりますけれども、具体的内容につきましては、個人のプライバシーに係ることでございますので、答弁を差し控えさせていただきます。

山田委員

今回の事案のように、懲戒処分に至らない訓戒などの監督上の措置を受けたのは平成23年度以降、一体どれくらい過去5年であったんですか。具体的な件数を御報告ください。

佐藤首席監察官

まず、年ごとに申し上げますと、平成23年は12件18名、平成24年は10件16名、平成25年は9件12名、平成26年は5件7名、平成27年は12件14名、この5年間では48件67名という

数字でございます。ちなみに本年につきましては、現在で、5件5名となっております。

山田委員

今、具体的な報告を頂いたんですけれども、この件については、6月と9月のときも、警察の不祥事に関係してずっと質問してまいりましたけれども、やはり、県民にこういうふうな訓戒等々も含めてですね、報告してしかるべきだというふうにならざる言いつけてきました。プライバシーがあるから、いろんなことを理由にされておるけれども、これだけ不祥事が相次ぐのであれば、やはりこの議会、基本的に年に4回、この事前委員会でも結構ですから、訓戒処分も含めて懲戒処分はもちろんですけれども、県民と県議会に明らかにすべきではないかと思うんですけれども、いかがですか。

佐藤首席監察官

非違事案につきましては、警察庁による懲戒処分の発表の指針を参考として、公表すべきものは公表し、また、議会報告もさせていただいておるところでございます。懲戒処分に至らない規律違反に対する監督上の措置につきましては、処分時の広報や議会報告などを行っていないというところでございます。

山田委員

いつも警察庁の懲戒処分の指針にということ、恐らく参考にと、今回も言われるんでしょうけれども、そんなことで県民の皆さんが納得するかという、これだけ続いているんですよ。そういうことでいえば、少なくとも懲戒処分はさっきも言ったように当然ですけども、議会にも県民にもですね、訓告等々の懲戒処分に至らない件数についても、出さないとやはり処分隠しではないかと。今回は、たまたま新聞に出たっていうことで明らかになりました。これ新聞に出なかったら分からないわけでしょう。分かるんですか。分からないでしょ。新聞に出たから分かったんでしょ。我々も新聞報道で知りました。そういうことだったら、そんなことで公務員の今、厳しい置かれている状況、皆さんが全部が全部そうだとはとも思いません。しかし、こんなことが続くのであれば、やはり、きちっとこの状況を報告して、改善するというのが当たり前なことではないですか。そのことを含めて、ここですぐに結論ということにならないのであれば、しっかり県警察を挙げて、この点の懲戒処分以外についても発表する、公表する。発表の仕方はいろいろあると思います。そういうことが必要だというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

佐藤首席監察官

公表につきましては、先ほど申し上げましたように、懲戒処分の発表の指針を参考としてつつ個別具体的な事案に応じて検討しているところでございます。今後も、指針を参考に発表の必要なものにつきましては積極的に発表、あるいは議会報告をさせていただきたいと思っております。

## 山田委員

これは、警察改革の精神が忘れられて、県民の皆さんからの強い疑念ですね、こういうことで、結果的に不祥事隠しと言われても仕方ないような状況が続くと。先ほども言ったように、今回、新聞報道されてなかったら、我々は分からなかったわけです。それも非常事態宣言の後とはいえ、正にそういうふうな状況の中で、警察学校長がこういう事件を起こしたわけですね。そういうことと言えば、やはり、ここの点は、もう1度、議会の指摘も含めて県警察として検討するというふうなことは必要ではないですか。これだけ6月も9月も今回も続いているわけです。懲戒処分はもちろんですけども、言ったように懲戒処分に至らない件数についても少なくとも、件数とか、特徴くらいはやっぱり報告してしかるべきだというふうに思うんですけども、いかがでしょう。

## 佐藤首席監察官

繰り返しますが、今後も指針を参考に発表の必要なものについては積極的に発表し、議会報告もさせていただくと御理解ください。

## 山田委員

私自身は、やはり開いた口がふさがらないんですよ。ここまできているんですよ。県民の皆さんも本来信頼されるべき警察での不祥事ですから、事が大きいんです。だから少なくとも懲戒処分はもちろんですけども、これ以外の部分についても県議会に報告するというふうなことは必要だと思います。これは、引き続き聞いていくんですけども。そして、もう一つは、今回の件は県警察の学校長というふうなことですけれども、問題認識、非常事態宣言の後とはいえ、聖職者たる学校長が犯したスピード違反を学校長は、警察学校の生徒に対して、どのような説明をしたのか、しなかったのか。また、新聞報道されてから説明したのか、この点について、具体的な答弁をお願いします。

## 増田警務部長

警察学校長が、どのように説明をしたのかという質問であります。警察学校長にありましては、学校内において、教官、そして学生に対して説明をした次第でございます。日時につきましては、学校の組織での共有を図るところで、違反事実の後、速やかに、教官に対して説明し、その場において、学生に対して交通法令の遵守等、これを指示され、教官を通じて、学生に対し交通法令の遵守の指導というものを実施いたしております。次に学生に対しましては、11月14日に、直接、警察学校長が入校学生を集めまして、その場で事案の概要、そして事実関係、交通法令の遵守、交通事故の防止などについて、自身の違反行為、これを踏まえて、いわゆる警察という他山の石という指導があります。これも他山の石としての指導教養を学校長自らがいたしております。



## 山田委員

もう一度確認なんですけれども、これ新聞報道されたのが11月12日ですね。これは新聞報道にかかわらず、警察学校長は教官や学生に説明をしたということなんですか。明らかになったから、説明したというふうに県民の皆さんから思われるのではないですか。その点は、日時も含めて、もう少し具体的に御報告いただけますか。

## 増田警務部長

日時を追ってという話ですので、もう一度繰り返しになる部分もあると思いますけれども、お話をしたいと思います。まず、警察学校長にあっては、事案後、直ちに学校の組織内で教官等に対して事実報告をし、組織的な共有をそこで図っております。その場で次に教官から学生に対する指導教養の速やかな実施が指示されまして、その後、教官において、入校学生に対するそういった指導教養を実施しております。続いて、11月14日に入校学生を集めまして、警察学校長自らが事実関係を踏まえた指導教養等を実施したというところでございます。

## 山田委員

いずれにしましても、疑念はなかなか消えません。さらに、本部長にも聞いておきたいんですけども。やはり、これだけの事件が相次いで起こると、それも幹部職員でも起こっているというところで、こういう事件・事故が規範の低下に大きな影響を及ぼすというふうに考えられます。特に、県警察の信頼というふうな面から見たら、私は信頼回復のためには、少なくとも情報は公開してほしい。さっき言ったように懲戒処分の指針だけではなく、それ以外のものについても、きちんとやっぱり皆さんに公表すると。そして、一つずつ信頼を勝ち取っていくというふうにも思うんですけども。今回の件は、正にそういう事件にも該当する。新聞報道がなかったら、我々は分からなかったわけです。そういうことから見たら、きちっとそういうことを明らかにし、また今回は県警察の学校長の速度違反で、本来取り締まる、また、学生にもしっかりとそういうことを伝達しないといけない幹部級の職員がそうしたということについて言えば、やはり、基本的にそのあたりをきちっと今回の問題を踏まえて、対応を、単なる済みませんということだけでなく、掘り下げようがないのかというふうに思うんですけども。本部長、このことを踏まえて、もう1度改めて認識についてお伺いします。

## 鈴木警察本部長

今回の件に関してであります。県民に模範を示すべき警察職員としては、幹部警察職員に限らず、交通事故防止や交通法令遵守を当然のこととして厳守しなければならないところであり。今回、幹部警察官等が、このような違反を起こしたことは、遺憾でありまして、引き続き交通法令の遵守等について、職員に対する指導を徹底し、再発防止に努めていく所存であります。最後に、改めて県民の皆様におわびを申し上げます。

## 山田委員

引き続き、これについては、付託委員会もありますので、聞いていきたいと思えます。あと、1点だけ、緊急案件ということで、徳島東警察署移転の問題が、前の議会の際に岡田委員をはじめ、ここで議論されました。今回PFI方式での実施方針、また、要求水準書等々も発表されます。その簡単な概要とそして私自身が懸念するのは、PFI手法によって様々な事故が起こっています。安かろう、悪かろうということになるのではないかと、県内の事業者がこのことについて参画できるのかという声を頂いています。そういう点を踏まえて、高橋課長から御答弁をお願いします。

## 高橋拠点整備課長

まず、概要であります。10月末にPFI法に基づきまして、実施方針の公表と、施設の概要でありますとか要求水準の案というものを提出しております。今後、事業者との対話を踏まえまして、来年春の募集公告に向けて事業を進めてまいりたいと思えます。それとPFI事業は安かろう、悪かろうとなるのではないかと御指摘でありますけれども、当然PFI事業は、民間事業者が資金を活用して公共施設の整備を行うものであります。我々は、これがコストの削減であるとか、クオリティの高いサービスにつながると考えています。ただ、PFIといえども、我々最終的に責任は考えておりますので、PFI事業が安かろう、悪かろうとならない形で行政がモニタリングをして、チェックを確実にしておかなければならないと考えています。

また、県内事業者が参画しにくいのではないかと問いますが、これは6月の高井委員にもお答え申し上げましたが、本件はWTO、政府調達案件でございます。額面的にも現在のレートで約24億円です。募集に関しましては、当然、県内事業者限定という形にはならない。ただ、多くのPFI事業でもなされておりますけれども、募集公告後の総合評価、この段階においては、県内事業者がどのような形で参画できるか、これを採点基準に加えてまいりたいと考えています。県内事業者の積極的な参画についても、寄与する形で制度を設計してまいりたいと考えています。

## 古川委員

徳島市大原町の土地の処分について議案が出ています。大原町の跡地、まず建物は耐震化できていないということでしたが、住民にとって、災害のときに、避難場所として、利用されていたので、一般競争入札になるに当たって、何とか条件を付けて、売れないかということ、高橋課長にもお話をしたんですけど、前例がなく、難しいということですけども、このあたりのまず情報提供については、どのような感じでしていただいたんでしょうか。

## 高橋拠点整備課長

今の御質問につきまして、落札者等に対して、地域住民の方々の要望等についての伝達ということだと理解します。御質問にありましたように、以前から運転免許センターの敷地は、グランドレベルが、若干、国道と同じということで水につかりにくいということでありましたので、周辺の皆さんが大雨のときには車を退避させていたところでした。もう1点は建物、耐震性がない施設ではありましたが、徳島市の一時避難場所として指定されておりましたので、地域住民の皆さんからは、運転免許センターなき後のフォローアップという御要望がありました。土地の売却につきましても、本会議でも警察本部長から答弁しましたとおり、特段の条件等は付けにくいということ、現在は1枚もので売却をして、土地の有効利用を図るということで入札をかけたわけですが、今回入札を経て、落札者が決定したということ、議案として提案しております。落札者におきましては、入札後直ちに、地域住民にそういう声があることはお伝えしました。事業者の方も、十分考慮していただくというお答えがありました。

古川委員

そのあたり対応していきますという回答であったということでした。競争入札なので、それ以上のことはお願いベースの話になるので難しいのかなと思いますので、情報提供していただいているということで、その点については良かったなと思っております。今後の手続は、どのような流れになるんですか。

高橋拠点整備課長

冒頭、國見理事官から説明しましたように、条例で議決事件とされていますので、今回の提案をもって議決を頂きました後には、現在、仮契約という状況でありますけれども、契約を交わしまして、建物が除去されるかどうか、事業者がどのような形で事業を今後進めていくかという部分におきましては、我々がコメントする立場にはありませんけれども、早々に契約を交わしまして、事業者のほうでスキームを考えていかれるんだろうと考えております。

古川委員

では、議決になったら速やかに契約をするということですね。わかりました。

岡田委員

先ほど、本部長の方からも特殊詐欺の説明にはありましたが、特殊詐欺対策についてお伺いしたいと思います。先般、議員提案によります、政策条例の検討会議において、見直す条例の中に、特殊詐欺に対する条例を見直そうということで検討させてもらっておりますが、説明にも来ていただきまして、最近の被害手口としましては、いろいろなものがあるということで、非常に驚いたとともに、なかなか新しくなった手口というのを知る機会がないなというのも実感しているところであります。まず、先ほどの説明では1億1,000

万円余りの被害が出ていて、件数が45件ということで、なかなか被害額が大きいのと、1億円余り減っているというお話でしたけれども、それでも、やっぱり1億円を超して被害が出ているということで、まず個人の財産がそのようなターゲットになって狙われているというところが、やっぱり県民の皆さんの安全安心、それと将来のため、老後のためとか、それぞれ皆さんが資産をためていたものを簡単に持って行かれていたというのを、非常に悔しい思いを皆さんされていると思うんです。その部分からお伺いしたいんですけれども、過去5年間において、どのような状況で、また、検挙状況というのはどういうものかというのを教えていただけますか。

#### 稲井生活安全企画課長

過去5年程度の特種詐欺の被害状況でございますが、平成23年が認知件数35件、被害総額約9,800万円、平成24年が認知件数48件、被害総額約2億900万円、平成25年が認知件数39件、被害総額約5億4,000万円、平成26年が認知件数50件、被害総額約3億4,100万円、平成27年が認知件数74件、被害総額約2億6,900万円となっております。本年10月末現在は、冒頭に本部長が報告のとおり、認知件数45件で前年に比ばましてマイナス17件、被害総額が約1億1,000万円の前年同期に比ばまして約1億4,600万円のマイナスとなっております。

次に、過去5年間の検挙状況についてでございますが、平成23年は検挙件数8件、検挙人員1名、平成24年は検挙件数14件、検挙人員6名、平成25年は検挙件数23件、検挙人員8名、平成26年は検挙件数12件、検挙人員12名、平成27年は検挙件数9件、検挙人員7名となっております。本年10月末現在でございますが、検挙件数28件、検挙人員19名となっております。検挙件数、検挙人員ともに昨年を大きく上回っている状況であります。

#### 岡田委員

過去5年のデータでいきますと、やはり、その最初のときが検挙人数が1人であったのが、今では2桁になってということで、事件の件数自体もかなりの数、増えたり減ったりというところがあるようなんですけど、防ぐためには、まず検挙してから、必ず捕まるということを犯人に対して、情報発信というのを予防として是非していただきたいと思えます。検挙を上げていくための対策として、いろいろな警察の方も取組をしてくださっているようなんですけども、それもイタチごっこになっているところがあるかと思います。やっぱりその情報をできるだけ、先に先にとりながら防いでいっていただきたいということで、実際、その特種詐欺というけれど、私たちが最初に知ったのはオレオレ詐欺で、オレオレと言ったらあちゃんに電話をかけ、オレオレと言われて孫の声を分からないのかと、皆さん最初、こう言っていたんですけれども、その頃から比べて、今ものすごく、テクニカルな、劇場型とか演技者がかなりたくさんあったりとか、いろいろな話を聞くんですけれども、具体的にどのような形で詐欺に遭われている方がいらっしゃるのか教えていただけますか。

## 稲井生活安全企画課長

多く発生している手口を紹介いたしますと、本県では、10月末現在、45件の特殊詐欺被害を認知しておりますが、手口の中で最も多いのが、架空請求詐欺の25件となっております。

この手口の一例を御紹介いたしますと、被害者の携帯電話に有料サイトの未納料金がありますなどといったメールを送りつける。また、パソコンやスマホでサイトを閲覧中、突然、有料サイトに登録が完了しましたなどという画面を表示させまして、被害者に電話連絡をさせ、有料サイト利用料金や裁判和解金などの名目で現金を要求して振り込ませるものです。本年は現金を振り込ませるといふようなもののほか、電子マネーを購入させまして利用ナンバーを教示させるといふような手口が発生しています。

その次に多いのが、還付金詐欺の11件で、その手口につきましては、市役所などの職員を装って高齢者宅に電話をかけまして、医療費の払戻しや保険料の還付金がATMで受け取れますなどとだまして被害者を無人のATMへ誘導しまして、携帯電話で通話をしながら操作方法を指示して、被害者が気付かないうちに現金を振り込ませるといふ手口です。このほか、本年10月には、被害総額が約600万円にのぼる高額のギャンブル必勝法詐欺を認知しております。これは、犯人が被害者の携帯に電話をいたしまして、地方競馬の当たり馬券情報を事前に知ることができるなどと言い、言葉巧みにこれを信じ込ませて、現金をだましとったものであります。なお、被害者は大金を支払ってもすぐに取り戻せると信じ、犯人が指定する口座へ現金を振り込んだといふものです。

## 岡田委員

今、説明を聞いておりますと、すべての手口としては、携帯であったり、スマートフォンであったり、パソコンであったりと、個人から個人一人へ行くような手法でその詐欺をかけている。かつては電話であったのが、その携帯番号を知りたいがために、携帯のメールとかいろんなSNSなどを使って情報発信しているということで、結局、その受けた人は、自分だけに、先ほどの最後の600万円の方については、自分だけが得する情報として思い込むとか、また、その高齢者の方に関しては、自分のところに請求が来ているから払わないといけないという義務感から払ってしまう、連絡してしまうといふところの、本当に、この個人の心理的な部分に係るような手口だと思うんです。実際、今御紹介いただいた手口の中で、その心理学的に追い込まれていく、被害者の皆さんをそうではないよといふような、違うところにもう1回考えてみてもらったら、そんなはずはない、自分の申し込んだこともないところから請求されるのは、おかしいと思うんですけれども、そのところが、やはり、日本人の義務感とか責任感とか、日本人ならではの多分ひっかかっていく詐欺なのかなと思うところがあります。そういうところで、第三者として心理学的に対応していこうといふような戦略を考えられたことはあるんですか。

## 稲井生活安全企画課長

委員から心理学的な取組というような御質問でしたが、警察におきましても、犯罪心理に係る研究などを行う機関がございまして、犯人の心理や行動パターンを分析して、警察活動に活用しているところであります。特殊詐欺に関しましては、警察庁から、被害者からの聞き取り調査をもとに、だまされるメカニズムや予防対策の方針などを研究した執務資料が全国の警察に配付されまして、これを活用しながら被害防止対策を進めているところでございます。また、本県では、平成25年3月以降、特殊詐欺の被害届を受理した際には、担当警察官が特殊詐欺調査票に基づきまして、だまされた経緯や理由などについて被害者から直接聞き取り調査を行うこととしており、この結果を各種抑止対策に反映させているところでございます。この聞き取り調査の結果を見ても、被害者の中には警察などから特殊詐欺への注意喚起を受けていたにもかかわらず被害に遭うという方も見受けられまして、今後とも、今委員から御示唆のありました犯罪心理学を取り入れた抑止対策を含め、特殊詐欺の根絶に努めてまいりたいと考えているところであります。

## 岡田委員

その中で、やっぱり被害者の方がいろいろ情報を得たのにひっかかってしまいましたという話がありました。先ほど、本部長がおっしゃっていたようにラッピングバス、「ふれ愛・こだま号」というのが、警察の方から地域に入っていくという仕組みを作ってくださいというように思います。実は、人口は減っているんですけども、戸数は増えているんですね。1人だけの方が、ものすごい増えているという状況で、過疎地域で見ますと人口の減りよう戸数の増えようというのは、本当に、鳴門市でも人口は減っていても、毎年毎年、戸数は増えているんですね。ということは、一人一人の方に、どうやって正しい情報と正しい判断ができる情報というのを伝えていくかということが、多分、これからの課題になっていくのではないかと思います。それは、警察のみならず、全ての行政の情報を、どのように正しく伝えて、正しい判断をする方法を、どう伝えていくのかというのが、今後の課題になっていくのかなと思います。それとともに高齢者の方が、これをどうやって1人で判断するのかというところで、やっぱり、その部分の解決ができるまで急いで振り込まなくてもいいよというところで、ワンクッションおける時間があれば、再度考えるし、地域の人なり、家族なり、また警察に連絡するということの仕組みが出来上がっていくのかなと思ってお話を聞いていました。実際、振り込め詐欺のみならず、車の免許の自主返納にしても、車がなかったら困ると思っているけれども、車の事故が多いからやっぱり返した方がよいよねというように悩まれている方がいらっしやったり、いろんなところで、やはり1人だからこそ悩んでいるところが、現代社会の中の縮図としてあるのかなと思います。是非その方たちの相談ができる場所として、交番だったり、お巡りさんだったり、皆さん一番近い相談場所として働いていただけるような形をとっていただけたら有り難いと思います。

それとやっぱり、警察は敷居が高いところと思っているところもあるので、行政の皆さ

ん方が歩みよってもらおうという仕組みもやはり作っていただきたいと思います。そうすることによって、正しい情報とは何かということのを正しく伝えてほしいのと、どうしないといけないのかということ、犯罪から身を守るということもあるし、その方の生活、また地方を守るということにもつながっていくと思うので、是非、いろんな取組を検討していただきたいと思うんですけどいかがですか。

#### 稲井生活安全企画課長

特殊詐欺の被害防止対策につきましては、広報啓発活動が重要なことだと考えております。特に、委員から御指摘の高齢者に対する広報啓発活動でございますが、老人会とか各種会合における講話、寸劇等を実施しまして、広報啓発を行っています。そのほか、地域警察官によります独居高齢者への戸別訪問を行っているところでございます。それから本年7月から、コールセンターによる注意喚起ということで、コールセンター事業を開始いたしまして、個別に電話をかけまして、手口等を紹介しているところであります。それと、高齢者の心に届く情報発信プロジェクトというチームができて、高齢者に対する戸別訪問を行って強化しておるという状況であります。

#### 南委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩をいたします。（11時26分）